

白岡市障害者基本計画等策定懇話会設置要綱

令和2年3月31日

告示第62号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下これらを「障害者基本計画等」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、白岡市障害者基本計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者基本計画等の策定及び進捗管理に対し、意見を述べ、必要な助言を行うこと。
- (2) 障害者基本計画等の推進に関すること。

（令5告示196・一部改正）

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者及び障害児の保健福祉事業又は活動に携わる者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(令 5 告示 1 9 6 ・ 一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の協力要請)

第 7 条 懇話会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則 (令和 5 年 8 月 1 日告示第 1 9 6 号)

この告示は、公布の日から施行する。